

社会福祉法人江東楓の会  
役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人江東楓の会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬の額及び支給方法並びに役員及び評議員が法人用務のため旅行するときに支給する費用について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、法人の理事及び監事・顧問をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、理事の内、本法人を主たる勤務先とするものをいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）、手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 本法人は、役員等の職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

- (1) 理事長 報酬、退職慰労金
- (2) 副理事長 報酬
- (3) 理事 報酬
- (4) 監事 報酬
- (5) 顧問 報酬
- (6) 評議員 報酬

(報酬等の額の決定)

第4条 役員等に対する報酬等の額は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 理事長の報酬及び退職慰労金 別表第1に定める額を理事会にて決定する。
- (2) 副理事長の報酬 別表第2に定める額を理事会にて決定する。
- (3) 理事の報酬 別表第3に定める額を理事会にて決定する。

- 2 監事の報酬額は別表第4に定める額を評議員会にて決定する。
- 3 顧問の報酬 別表第5に定める額を評議員会にて決定する。
- 4 評議員の報酬は、定款第8条に定める金額の範囲内で、別表第4に基づき定める額を評議員会にて決定する。ただし、同時にあわせて法人の業務を行った場合であっても、報酬及び費用はこれを支払わないものとする。

(役員及び評議員の報酬等に係る特定個人情報等について)

第5条 役員等の報酬等に係る特定個人情報等については、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下、「番号法」という。)、  
「個人情報の保護に関する法律」及び「特定個人情報取扱規程」を遵守し特定個人情報の適正な取扱いをする。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員に対する報酬等の支給時期は、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬 毎月25日(ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、職員給与規定第5条第2項の規定に準じて支給。)
  - (2) 退職慰労金 任期の満了、辞任又は死亡により退職した後3ヶ月以内
- 2 非常勤役員に対する報酬、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。
  - 3 報酬等は、現金により本人に(死亡により退任した者の退職慰労金にあつては、その遺族に)支給する。ただし、本人の同意を得て、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
  - 4 報酬等から、法令に基づき控除すべき額を控除し支給する。

(費用)

第7条 役員等が法人の業務のため出張するときは、別に定める出張旅費規程に基づいて旅費を支給する。

(就任・退任時等の支払い)

第8条 新たに常勤役員に就任した者は、その就任の日の属する月から報酬を支給する。  
2 常勤役員が退任又は解任した場合の報酬の支給は、その退職の日の属する月までとする。

(公表)

第9条 本法人、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て別に定めるものとする。

附則 この規程は、平成22年4月1日より適用する。

この規程は、平成26年3月27日より適用する。

この規程は、平成28年1月1日より改定する。

この規程は、平成29年4月1日より改定する。

この規程は、令和2年6月23日より適用する。

この規程は、令和3年6月22日より適用する。

この規程は、令和5年6月13日より適用する。

この規程は、令和7年6月17日より適用する。

別表第1（理事長の報酬及び退職慰労金）

理事長	報酬額
報酬	月額150万以内
退職慰労金	最終報酬月額×在任期間×係数

別表第2（副理事長の報酬）

副理事長	報酬額
報酬	月額5万以内

別紙第3（理事長及び副理事長以外の理事の報酬）

理事	日額
理事会等会議への出席	10,900円
その他、法人業務のための出勤	10,900円

別表第4（監事の報酬）

監事	日額
理事会等会議への出席	10,900円
監事監査等への出席	32,700円
その他、法人業務のための出勤	10,900円

別表第5（顧問の報酬）

顧問	日額
法人業務のための出勤	10,900円

別表第6（評議員の報酬）

評議員	日額
評議員会への出席	10,900円
その他、法人業務のための出勤	10,900円